

# クロス整理で 10点アツプ



講義  
社労士講座講師  
森本裕久

執筆  
社会保険労務士  
三宅大樹  
(山川社労士予備校)

直前期に起こりがちなのは、異なる科目間でよく似た知識がお互いに干渉しあって、混乱してしまうことです。そこで、今月号の特集では、科目間でよく似た知識について、類似点や相違点をクロス整理し、皆さんの頭の中をクリアにしていきたいと思います。また、各テーマに対応した練習問題にも取り組んでみてください。

## ・テーマ1・ 目的条文（主要科目編）

社労士試験に関係のある法律に限らず、多くの法律の第1条には、その法律を制定した**目的**、**趣旨**及び**原則等**が規定されます。ここでは、便宜的に「**目的条文**」とまとめて呼ぶことにします。社労士試験では、特に「**選択式試験**」にこの**目的条文**が出題されます。

### (1) 労働基準法

#### 労基法

- 1) **労働条件**は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2) この法律で定める**労働条件の基準**は最低のものであるから、**労働関係の当事者**は、この**基準を理由**として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その**向上**を図るように努めなければならない。

#### ワンポイントアドバイス!

- 本条は、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充すべき労働条件を保障することを宣明したものであって、本法各条の解釈にあたり**基本観念**として常に考慮されなければならない（昭22.9.13発基17号）。
- 労働者が**人たるに値する生活**を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考えること（昭22.9.13発基17号）。
- 第2項については、労働条件の低下が**この法律の基準を理由**としているか否かに重点を置いて判断するものであり、**社会経済情勢の変動**等他に決定的な理由がある場合には本条に抵触するものでないこと（昭22.9.13発基17号）。
- この「**人たるに値する生活**」とは、日本国憲法25条1項（生存権）と趣旨を同じくするものです。

労基法 1条1項	～労働者が <b>人たるに値する生活</b> を営むための必要を充たすべきもの～
日本国憲法 25条1項	すべて国民は、 <b>健康で文化的な最低限度の生活</b> を営む権利を有する。

□第2項の「**労働関係の当事者**」とは、労働者と使用者以外にそれぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合も含まれます。使用者との間に労働協約を締結することで、その労働協約が適用される労働者の労働条件に影響を及ぼすからです。したがって、第2項では、よく労働基準法に出てくる「**労働者及び使用者**」という表現を使っていないことに注意をしましょう。

労基法 1条2項	～ <b>労働関係の当事者</b> は～
労基法 2条	1) 労働条件は、 <b>労働者と使用者</b> が、対等の立場において～ 2) <b>労働者及び使用者</b> は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守～

## (2) 労災保険法

労災法	労働者災害補償保険は、 <b>業務上の事由</b> 、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者（以下「 <b>複数事業労働者</b> 」という）の <b>2以上の事業の業務を要因</b> とする事由又は <b>通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等</b> に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な <b>保険給付</b> を行い、 <u>あわせて</u> 、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の <b>社会復帰の促進</b> 、当該 <b>労働者及びその遺族の援護</b> 、労働者の <b>安全及び衛生</b> の確保等を図り、もって <b>労働者の福祉の増進</b> に寄与することを目的とする。
-----	--

### ワンポイントアドバイス！

□目的条文の基本的な構成は、その法律によってやや異なりますが、基本的には①「その目的を達成するための**手段**」⇒②「**目的**」⇒③「**究極的な目的**」としているのが基本形です。例えばこの労災保険法ですと、以下のようになります。

①手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な<b>保険給付</b>を行う。</li> <li><u>あわせて</u>、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の<b>社会復帰の促進</b>、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の<b>安全及び衛生</b>の確保等を図る。</li> </ul>
②目的	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由</b>又は<b>通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等</b>に対して<u>迅速かつ公正な保護</u>をするため。</li> </ul>

## 一問一答問題

01 □□□ 労働基準法において、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬとされる。

02 □□□ 労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。

03 □□□ 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対してのみ必要な保険給付を行う。

04 □□□ 雇用保険は、労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合についてのみ、必要な給付を行う。

05 □□□ 国民年金は、国民の業務外の事由による障害又は死亡に関しては必要な給付を行うが、業務上の事由による障害又は死亡については給付は行わない。

06 □□□ 厚生年金保険は、労働者又はその被扶養者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行う。

01 ○ 設問のとおり（労基法1条1項）。なお、「労働条件」とは、賃金、労働時間、労働契約の終了、災害補償、寄宿舎等に関する条件を含む、労働者の職場における**一切の待遇**をいう。ただし、雇入れ（採用）は、**労働条件**に含まれていない。

02 ○ 設問のとおり（安衛法1条）。なお、労働安全衛生法は、労働条件についての一般法である労働基準法とは一体としての関係に立つものである。

03 × このほか「**複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由**」による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対しても必要な保険給付を行う（労災法1条）。

04 × このほか「労働者が**子を養育**するための**休業**をした場合」や「求職活動を容易にする等その**就職を促進**する」ためにも必要な給付を行う（雇用法1条）。

05 × 国民年金は、国民の老齢、「**障害**又は**死亡**」に関して必要な給付を行うものとされており、**業務上又は業務外を問わず**、給付は行われる（国年法2条）。

06 × 厚生年金保険は、「**労働者**」の老齢、障害又は死亡について保険給付を行うものとされており、被扶養者という概念がなく、「**労働者以外**」の者に係る保険給付については行わない（厚年法1条）。